

## 編集後記

### スマホつれづれ感動記 ～5つの驚き～

私は昨年9月に携帯電話から初めて某社製スマホに変えた。50歳過ぎの私の「スマホつれづれ感動記」を書いてみる。

8月〇日 スマホを携帯ショップで予約をし、帰り際に数枚の説明書もらった。その中の1つは連絡先一覧（電話番号、メールアドレス…）の旧機種から新機種への引っ越し準備の説明であった。携帯電話の機種変更は今までも何回かしてきたが、その度に移し替えは店員が行ってくれた。今回も決め込んでいたが、今回は自分で引っ越しことになった。これが**第一**の驚きだった。自立の勧めと受け取った。この連絡先一覧を移植するのは、私にとってかなりハードルが高かった。

9月〇日 スマホを予約していたが発売開始日には入手できず、翌週になった。さて、**第二**の驚きは、スマホの箱が綺麗だったこと。店頭でスマホを受け取る際、箱のあまりの綺麗さに、まるでプレゼントを受け取った気分錯覚した。持ち帰る時も箱が小さいこともあり、電気製品を買ったという感じがしない。もっと高価なものを買ったように感じた。このあたりは製品の企画者が計算の上でということと言うまでもない。

9月〇日 電車内や職場でスマホに電話がかかってきた際、着信音の止め方が分からないと恥ずかしいとの思いから、まず、マナーモードの設定の仕方をマスターすることにした。

私は通勤の電車内で、スマホでニュースを読むことがある。国内のニュースにとどまらず、各国のニュースが現地と同時にタイムリーに読める。英語、フランス語、アラビア語…。スマホは海外にいても手軽に日本のニュースが読めるという点で画期的なものだと私は感激した。私は、チェルノブイリ原発事故の頃、欧州を旅していた。個人旅行でもあり気ままに、のんきに一人旅を楽しんでいた。事故のことは日本に電話をして初めて知った。それまで、雨の日も原発事故の影響が予測される中歩き回っていたのである。スマホがあれば…。以前は留学などすると、母国のニュースやTV番組から遮断された生活を余儀なくされた。しかし、今日では、インターネットやスマホの開発により自国の情報やTV番組に接し、また、友

達とのメールによる交遊関係等を維持しながら生活でき、“日本語に飢える”といった感じはもうないのだろうと思った。

11月〇日 私はスマホに話しかけるようになった。

スマホは、メールを書く時など音声による文字入力ができる。試してみたところ音声による入力精度は予想以上に高かった。**第三**の驚きである。それまで私は、音声入力はおまけ的な機能で精度もそこそこであり実用から遠いだろうと思いついでいた。ときどき難しい単語などは間違えるが、これもご愛嬌で、下書きとしては十分である。

英語でも音声入力ができるか試してみた。“できる”のである。しかし、残念なことに発音がまずいのか意図したものとは違う単語がでてくることがある。発音の練習に使える。**第四**の驚きは、このスマホが多言語（約50）に対応できるよう製品化されている点である。電源のコンセントの形状が国により違いがあるように、以前は文字などの規格が複数あり、例えば海外のホテルのパソコンでは、メールで文字化けが発生し、日本語入力ができなかったのも懐かしい。これまで使った携帯電話は日本語のみ、せいぜい日本語と英語対応とかであるが、私が購入したスマホは地球の人をマーケットにした設計である。まさしく製品やサービスに国境がなくなっていることを実感した。

12月〇日 スマホからネット通販（A社）で本を注文してみた。以前からパソコンで注文していたのでスマホからもすんなりと注文ができた。その後、暫くたって気がついたことがある。スマホを手にしてから、何かを買いたいと思いたったら、即、スマホから注文してしまう。気がつく通信販売による購入代金が増えてきた。

**第五**番目の驚き、最大の驚きになるが、私が買ったスマホには独自の通信販売の仕組みが組み込まれていた。つまり、電話会社のほかにこのスマホ会社直営の通販店とも契約しないとスマホは買えないようである。携帯電話は、電話やメールが主な機能であったが、スマホではそれらは脇役？で、この製品の企画者・会社はゲーム、音楽、アプリなどを売る店を載せた端末機器を多くの人の手に常に持たせることに成功したと思った。

12月31日 固定電話もなく、3C（自動車、カラーテレビ、クーラー（エアコン））を手に入れることが目標だった時代と今のインターネットに代

表される ICT (IT, 通信) の時代への移ろいを私は体験することができた。どれもこれも外国が基本原理の起源である。日本発で世界で利用されるサービスやものをつくり続け、その享受を受け安心・安全で豊かな社会が続くことを願った。またかたや、人類が火を起し生活に役立つ道具を作り、そうした、脈々と今日に至る道具の歴史を思うと一体いつまで続くのか、道具を有効に使いこなす、その恩恵を受けつつも道具に振り回された生活だけはしたくない…とも思った。(Y.O)



今回の巻頭言は、情報セキュリティ大学院大学特別研究員の名和先生にお願いした。異なる二つの視点から、情報の保護の在り方や情報を保護することの意義について考察していただいた。

一方、近年、国際的な知的財産制度のハーモナイゼーションが急速に進められている。ポスト TRIPS 時代に入り、いくつかの主要論点をめぐっては、各国・地域が対立と協調を模索している。そこで本号では、産業財産権制度をめぐる国際的な動きとして3つのトピックを取り上げ、それぞれについて考察していただいた。

TRIPS 協定と同時期に採択され発効した生物多様性条約 (CBD) は、その実施の段階で知的財産権をめぐる南北問題が先鋭化した。遺伝資源や伝統的知識の保護をめぐる問題は、世界知的所有権機関 (WIPO) へと議論の場を拡大して今も続いている。そこで、弁理士の池上先生に具体的な紛争事例を取り上げつつ現状を分析していただき、我が国企業・研究機関が留意すべき事項をまとめていただいた。

他方、遺伝資源等と並んで TRIPS 理事会で大き

な論点となっているのが、地理的表示の保護の問題である。先進国の中でも立場が分かれ、複雑化している本問題について、明治大学の今村先生にこれまでの議論、現状、今後の課題について考察していただいた。

知財分野での最近の欧州における大きな動きといえば、欧州単一効特許と統一特許裁判所の実現であろう。長い議論を経て、ようやく合意に至った。これにより欧州は新たな一步を踏み出すことになる。そこで、特許庁審査官の川俣氏、山崎氏及び弁理士の竹下先生に、これまでの経緯とともに新たな法的枠組みについて、詳細かつわかりやすく解説していただいた。非常にタイムリーな内容であり、新制度を理解する上で重要な資料である。

これらいずれの動きも国際的なビジネス展開に密接に関連する問題であり、現状を正確に把握した上で、今後の進展を注視する必要がある。

通常判例評釈欄に変えて、今回は判例分析をもとに、特許法第 53 条第 1 項に定める補正却下処分の適法性について、北海道大学の吉田先生に考察していただいた。

情報欄では、知的財産管理技能検定の概要を中心に、知的財産教育協会の知財人材育成の取組についてご紹介いただいた。知財人材育成に係る取組や各種試験・講座などの全体像がまとめられている。

本誌のご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX : 03-3595-2792, E-mail : PA9305@inpit.jpo.go.jp) まで。

本誌 (第 39 号以降) の内容は、工業所有権情報・研修館の Web サイト (<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>) でも閲覧可能である。(M.T)

特許研究 PATENT STUDIES No. 55 (March 2013) ©

平成 25 年 3 月 29 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話 : 03-3581-5092 FAX : 03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所

株式会社 太陽美術

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。